

選　挙　規　定

- 第 1 条 この規定は北海道吹奏楽連盟役員選挙（理事長選出）について定めたものである。
- 第 2 条 (被選挙者)
- 1) 加盟している団体に所属する者及び個人。
 - 2) 学識経験者としての候補者は、吹奏楽活動、音楽教育、作曲・指揮などの経験が豊かであり、連盟の目的に賛同する者とする。いずれも日本国籍を有する20歳以上の者であり、禁治産者でない者とする。
- 第 3 条 (選挙の期日)
- 役員の選挙は、任期前年度の3月までに完了する。
- 第 4 条 (選挙管理委員会)
- 選挙管理委員会（以下選管委）は監事及び事務局長で構成し、選挙の事務を行う。
- 第 5 条 (選挙の告示)
- 告示は選挙の1ヶ月前までに地区事務局に送付する。
- 第 6 条 (候補者)
- 立候補者は地区連盟より推薦されたものとする。ただし、地区推薦は1名とする。
- 第 7 条 (候補者の届け出)
- 1) 候補者の届出は、所定の用紙に必要事項を記入し、地区理事長から事務局長への郵送によって行う。
 - 2) 受付期間は選管委が別に定める。
- 第 8 条 (選挙公報)
- 選管委は、候補者の氏名・経歴・抱負等を記載し、選挙公報を告示後、地区事務局に送付する。
- 第 9 条 (投票権)
- 投票権は、地区理事長が有する。
- 第 10 条 (投票の方法)
- 1) 投票は全て郵送で行う。
 - 2) 理事長候補者より1名のみ、氏名を記載する。それ以外は無効票とする。
- 第 11 条 (開票)
- 開票は候補者立会いのもとに選管委によって行う。
- 第 12 条 (理事長の決定)
- 1) 得票の数を持って決定する。候補者が3名以上で上位2名が同数の場合は、その候補者2名を抜粋して再度投票を行い決定する。
 - 2) 候補者が1名の場合は、無投票当選とする。

第 13 条 (選挙結果の発表)

- 1) 選挙管理委員長は選挙の結果を直ちに、理事長、副理事長、常任理事、及び理事に報告する。
- 2) 地区理事長は、結果を各加盟団体に連絡する。

第 14 条 (付則)

- 1) この規定は理事総会の議決を経なければ変更することはできない。
- 2) この規定は平成12年11月 6 日より施行する。

平成15年11月 9 日一部改定

平成19年 4 月29日一部改定

平成20年 4 月29日一部改定